

令和8年1月21日

記者クラブ加盟社 各位

摂津市市長公室広報課

職員の懲戒処分の公表について

摂津市職員懲戒処分の指針に基づき、下記のとおり公表いたします。

処分年月日	令和8年1月21日
被処分者	保健福祉部 職員（40歳代）
処分内容	減給10分の1 6か月
事案の概要	令和7年10月に、通勤途上の私用自動車において、転回禁止の道路標識に従わず、また安全を十分に確認しないまま反対側車線に転回を行ったところ、普通自動二輪車と接触し、運転手を3か月の骨折等の傷害を負わせ、行政処分として30日間の運転免許停止処分、刑事処分として過失運転致傷罪で罰金40万円の略式命令を受けたものである。 摂津市職員懲戒処分の指針の第2 4 飲酒運転・交通事故・交通法規違反関係（2）飲酒運転以外での交通事故（人身事故を伴うもの）及び（3）飲酒運転以外の交通法規違反に該当し、また被処分者は、令和2年6月に公務外で私用自動車における人身事故、令和2年7月に通勤途上における物損事故、令和6年3月に公用自動車における物損事故を起こしており、総合的に考慮の上、判断したものである。

処分年月日	令和8年1月21日
被処分者	生活環境部 職員（40歳代）
処分内容	減給10分の1 1か月
事案の概要	令和7年11月に、公用自動車運転中において、路上駐車されていた車両と接触したにも関わらず、警察への届出を行わず、さらに公用自動車の傷について確認を行った際、虚偽の報告を行ったものである。 被処分者は、措置義務違反に該当する当て逃げをし、その後虚偽の報告を行ったことは、摂津市職員懲戒処分の指針の第2 1（6）虚偽報告に該当する。 なお、被処分者はその後、自ら所属長等への報告、警察への届出を行っている。

※個人が識別されない内容のものとすることを基本としています。